

令和6年度採用 上越市会計年度任用職員募集要項

【保育業務（有資格・無資格）】

上越市内の公立保育園で勤務する会計年度任用職員（保育業務（有資格）、保育業務（無資格））を募集します。

試験日	随時 ※応募書類を受理した後、日程を調整します。
試験会場	上越市役所（上越市木田1丁目1番3号）
試験内容	個別面接試験 ※受験のための旅費等は支給しません。
受験資格	<ul style="list-style-type: none">・任用資格を有する又は令和6年3月末までに取得見込みであること（保育業務（有資格）の応募者のみ）・次のいずれにも該当しないこと<ol style="list-style-type: none">(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人(2) 上越市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない人(3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
業務内容・勤務条件等	次ページ以降に掲載 ※必ず最終ページまで確認してください。
任用期間	指定する任用開始日から令和7年3月31日まで ※その後、職務における適性及び各施設の児童数等に応じて、1年を超えない範囲で再度任用する場合があります。ただし、継続勤務期間は、公募による採用から4年経過後の年度末（最長5年）を上限とします（継続勤務期間の上限に達した場合であっても再応募が可能です）。
応募方法	指定様式の受験申込書及び履歴書に資格証の写し（取得見込の場合は、その旨の証明書類）を添えて、幼児保育課へ郵送または持参してください。 ※受験申込書及び履歴書は市ホームページからダウンロードできます。
選考結果	面接試験後、14日以内に文書で通知します。
応募・問合せ先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 こども・子育て部 幼児保育課 電話：025-520-5720 E-mail：hoiku@city.joetsu.lg.jp

《 最終ページまで確認してください 》

保 育 業 務

業務内容	入園児童の保育、障害のある児童の保育、一時預かり、延長保育 等
勤務場所	市内公立保育園（34園）
勤務時間	7時15分～19時15分のうち7時間45分（休憩45分） ※主な勤務時間は、8時30分～17時 ※土曜日勤務の場合は、7時15分～17時15分のうち3時間45分、4時間 又は7時間45分勤務
週休日 及び休日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日） ※土曜日に勤務した場合は、4週間以内で平日の曜日に振り替えます。
休 暇	年次有給休暇あり（勤務月数に応じて付与） その他に有給・無給の特別休暇があります。
給 料	月給 176,100円（有資格） 月給 166,600円（無資格）
通 勤 費	一月あたり 55,000円以内（交通手段・距離により異なる）
期末・勤勉 手 当	任用期間等に応じて6月期、12月期に計3.45月分を支給（各1.725月） ※期末手当2.45月分、勤勉手当1.00月分
各種保険	○健康保険、厚生年金、雇用保険に加入 ※健康保険は新潟県市町村職員共済組合に加入となります。 ※雇用保険について、7時間45分以上勤務した日が18日以上ある月が引き 続いて6月を経過した月までの加入となります。（以降は退職手当条例が 適用） ※任用日において、健康保険は75歳以上、厚生年金は70歳以上の人は加入 できません。
任用資格	保育士資格又は幼稚園教諭免許 ※令和6年3月末までに取得見込みである場合も有資格を受験できます。 ※無資格を受験する場合は、必要ありません。

任用に関する注意事項

- ・複数の就業パターンで勤務することがあります。
- ・変則勤務があります。(勤務時間が前後することあり)
- ・任用期間中または再度の任用時に勤務場所が変更となる場合があります。
- ・退職手当支給制度があります。(7時間45分勤務で6か月以上勤務した場合)

休暇・休業の一例

休暇等	期間	休暇等	期間
年次有給休暇	10日 ※1	夏期休暇	5日
結婚休暇	5日	不妊治療休暇	12日
産前・産後休暇	産前8週 ※2 産後8週	家族看護・子育て 休暇(無給)	8日 ※3
育児休業(無給)	1歳の誕生日の前日 までに2回 ※4	育児部分休業 (無給)	1日2時間以内(小学 校就学まで) ※5

※1 勤務月数に応じて付与します。初年度目で任用期間が6か月を超える場合、10日間付与します。6か月以下の場合には1か月につき1日付与します。

※2 多胎妊娠の場合は、出産予定日の14週間前から取得できます。

※3 中学生以下の子が2人以上いる場合は、12日取得できます。

※4 子が保育所に入所できないなど特に必要と認められる場合、最長2歳の誕生日の前日まで育児休業を取得できます。

※5 始業時間から連続し、または終業時間まで連続して30分単位で取得できます。(勤務日が週3日以上、勤務時間が1日6時間15分以上の場合)

社会保険等の適用

1 健康保険・厚生年金

週29時間10分以上の勤務時間で任用期間が2か月を超える見込みがある場合に加入します。

※週29時間10分未満の勤務時間であっても、下記の条件を全て満たす場合は加入します。

- (1) 1週間当たりの勤務時間が20時間以上であること
- (2) 賃金(割増報酬・通勤費を含まない)の月額が8.8万円以上であること
- (3) 任用期間が2か月を超えることが見込まれること
- (4) 学生でないこと

2 雇用保険

週20時間以上の勤務時間で任用期間が31日以上見込まれる場合に加入します。